



# 物流効率化推進事業補助金

「物流の2024年問題」対策、「ホワイト物流」推進のための  
新たな物流の効率化などの取り組みを支援します。

## ● ミニマルチャレンジ型

小規模な先端設備・機器等の初動的、試験的な導入

「ホワイト物流宣言」をしていただき、その取組へ支援を行います。

## ● 荷主・運送事業者連携型

荷主と運送事業者が連携して物流効率化や運送契約の見直し等に資する取組

## ● 総合物流サービス創出型

新たな物流の最適化のサービス等を荷主企業等に対して提供する取組

## ● 先進ロジスティクス型

地元自治体と共同で行う地域課題解決に向けた先進的な取組

交付申請受付期間（予算上限に達し次第終了します）

令和6年4月1日（月）～ 令和6年12月31日（火）

補助金額・補助率の概要は裏面をご確認ください。

詳細・申請様式・事業計画のご提出は、鳥取県HPをご確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/316700.htm>

お問い合わせ先

郵送	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 番地 鳥取県商工労働部 通商物流課 通商・物流担当
電話番号	0857-26-7850
E-mail	tsushou-buturyu@pref.tottori.lg.jp

## ●ミニマルチャレンジ型

実施形態	単独実施
補助対象者	県内中小企業者に該当する運送事業者または荷主企業 (運送事業者は県内に本社を有する企業に限る。)
補助対象事業	新規の初動的、試験的な物流改善にチャレンジする取組。 例：倉庫・物流施設のデジタル化や物流管理システムに関する試験導入等。
補助率	1 / 2
補助上限額	50万円

## ●荷主・運送事業者連携型

実施形態	運送事業者及び荷主企業の共同実施
補助対象者	県内中小企業者に該当する運送事業者(※)及び荷主企業の両方で構成されるグループ (運送事業者は県内に本社を有する企業に限る。) ※貨物自動車運送事業者(代表1社を補助事業者(申請者)としてください。)
補助対象事業	荷主企業と運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、物流効率化や荷主と運送事業者との運送契約の見直し等に資する取組。
補助率	1 / 2 ※本補助事業の取組みを進める上で、燃油サーチャージまたは運賃と料金の別建て契約の実施、あるいは、県内本社運送事業者との運送直接契約へ転換する場合、 <b>2 / 3に引き上げ</b>
補助上限額	1社(グループ)につき500万円

## ●総合物流サービス創出型

実施形態	単独実施または運送事業者及び荷主企業の共同実施
補助対象者	県内中小企業者に該当する運送事業者または荷主企業 (運送事業者は県内に本社を有する企業に限る。)
補助対象事業	荷主企業や運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、トラック・鉄道・船等を組み合わせた新たな物流サービスの実施、在庫管理、流通加工、サプライチェーンの最適化等、物流の最適化を荷主企業に対して3PL的なサービスとして提供する等、総合物流サービスを新たに提供する取組
補助率	2 / 3
補助上限額	500万円

## ●先進ロジスティクス型

実施形態	単独実施または運送事業者及び荷主企業の共同実施
補助対象者	県内中小企業者に該当する運送事業者または荷主企業 (運送事業者は県内に本社を有する企業に限る。)
補助対象事業	荷主企業や運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、地元自治体と共同で行う地域課題解決に向けたドローン、貨客混載、自動運転といった先進的な取組
補助率	2 / 3
補助上限額	200万円

## ●共通

補助対象経費	輸送費、荷役費、通関等その他輸送に必要な経費、使用賃借料、事業計画実施のためのシステム導入・開発経費、機械器具費、備品及び消耗品購入費、委託費、施設改修費等(既存実施事業からの経費振替は対象外)
--------	---